第３章　雪害対策

第１節　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１　災害に備えての措置

１　雪害に強い交通管制施設の整備

国家公安委員会及び警察庁は、地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について雪害に強い施設の整備に配意するとともに、雪害時の交通管理体制の整備を図るものとする。

２　気象状況の伝達体制の整備

国家公安委員会及び警察庁は、積雪量等の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図るものとする。

第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　災害に備えての措置

１　雪害に強い交通管制施設の整備

都道府県警察は、地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について雪害に強い施設の整備に配意するとともに、雪害時の交通管理体制の整備を図るものとする。

２　気象状況の伝達体制の整備

都道府県警察は、積雪量等の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図るものとする。

３　危険箇所の周知徹底

都道府県警察は、他の関係機関と連携して雪崩危険箇所を把握し、住民等への周知徹底に努めるものとする。

４　緊急交通路の確保

都道府県警察は、緊急交通路の確保に備え、緊急度、重要度等を考慮して、交通規制等を行うものとする。

第６編　事故災害対策

海上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策に関し、国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置並びに地域防災計画の作成の基準となるべき事項については、第２編に定めるもののほか、本編において定める。

第１章　海上災害対策

第１節　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１　災害に備えての措置

１　関係機関との連絡体制の確立

国家公安委員会及び警察庁は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生等の海上災害に対する対策に関し、平素から国土交通省、海上保安庁等の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。また、警察庁は、都道府県警察の行う海上災害対策に関し指導調整を行うものとする。

２　海上災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、海上災害の発生に備え、都道府県警察における潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備充実を図るものとする。

第２　災害発生時における措置

１　情報の受理・連絡

警察庁は、海上保安庁から、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれがある旨の連絡を受けた場合においては、直ちに都道府県警察に連絡するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び海上保安庁に連絡するものとする。

２　警察庁の警備体制

長官は、海上災害が発生し、国に非常災害対策本部が設置された場合その他必要な場合においては、次長を長とする対策本部を設置するものとする。

ただし、被害の規模、被害拡大の見通し等を勘案して、必要に応じ、生活安全局長を長とする対策本部又は地域課長を長とする対策室の設置をもってこれに代えることができるものとする。

第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　災害に備えての措置

１　関係機関との相互連携

⑴　都道府県警察は、海上保安庁、地方公共団体、消防機関、港湾管理者等の関係機関と連携して、海上災害に備えた諸対策に当たるものとする。

⑵　都道府県警察は、隣接都道府県警察等と警察用船舶の連携運用に関し、平素から相互に緊密な協力体制の確立に努めるものとする。

２　情報収集・連絡体制の整備

都道府県警察は、海上保安庁、地方公共団体、消防機関、港湾管理者等関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

また、航行船舶等からの情報収集体制の整備を図るものとする。

３　危険物等の大量流出時における活動体制の整備

都道府県警察は、海上災害により危険物等が大量に流出した場合に備えて、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図るものとする。

４　海上災害警備用装備資機材の整備充実

都道府県警察は、海上災害に備え、潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備充実に努めるものとする。

５　警察用船舶の広域運用に必要な措置

都道府県警察は、平素から、管轄する水域の全域についての海図、航路図等の警察用船舶の広域運用に必要な基礎資料を整備するとともに、気象・海象情報の収集、係留場所の確保、燃料の確保、相互通信の確保、回航又は運航が可能な経路の把握等警察用船舶の広域運用に必要な措置を講じるものとする。

６　防災訓練の実施

都道府県警察は、海上保安庁、地方公共団体、消防機関、民間救助・防災組織、関係事業者、港湾管理者等と相互に連携し、大規模海難や危険物等の大量流出を想定した実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第２　災害発生時における措置

１　情報の収集

都道府県警察は、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

また、航行船舶、地域住民等からの情報入手にも努めるものとする。

２　捜索活動及び救出救助活動

都道府県警察は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

なお、沿岸における捜索活動及び救出救助活動については、潮の流れなどを踏まえ、広範囲に行うものとする。